

## ◎乗降場所

全路線、市が設置した停留所とします。

路線名	乗降の場所
いすみシャトルバス 市内循環線（内回り） 市内循環線（外回り）	停留所

## ◎定期券及び回数券の販売場所

運行路線	定期券	回数券
いすみシャトルバス 市内循環線（内回り・外回り）	市役所夷隅庁舎・市役所大原庁舎 市役所岬庁舎	市役所夷隅庁舎・市役所大原庁舎 市役所岬庁舎・車内

## ◎運行日

運行路線	運行日
いすみシャトルバス	毎日
市内循環線（内回り・外回り）	月曜日から金曜日（祝日の場合は運休）

※市内循環線は、12月29日から翌年1月3日までは運休します。



## ◎利用料（運賃）

\*いすみシャトルバス利用料

乗車区間	区分	1回の利用料	回数券 (11枚綴)	定期券	
				1ヶ月	3ヶ月
夷隅地域内	こども（小学生以下の児童及び乳幼児）	無料			
	生徒（中学生）	100円	1,000円		
	おとな（上記以外）	200円	2,000円		
増田橋⇄茂原	乳幼児	無料			
	こども（小学生）	250円	2,500円		
	生徒（中学生）	300円	3,000円		
	おとな（上記以外）	500円	5,000円	通学15,000円 通勤19,500円	通学42,800円 通勤55,600円

\*市内循環バス利用料

路線名	区分	1回の利用料	回数券 (11枚綴)	定期券	
				1ヶ月	3ヶ月
市内循環線 (内回り・外回り)	乳幼児	無料			
	こども（小学生）	100円	1,000円		
	生徒（中学生）	200円	2,000円	6,000円	17,100円
	おとな（上記以外）	400円	4,000円	通学12,000円 通勤15,600円	通学34,200円 通勤44,500円

○ただし、次の各号に該当する者は、いすみ市路線バス利用料（運賃）を半額といたします。

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介護者
- 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者及びその介護者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者
- 高齢者（65歳以上）で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4の規定により、運転経歴証明書の交付を受けた者